

大洲市建設工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、大洲市建設工事検査規程（以下「検査規程」という。）第16条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、当初設計金額が130万円を超える請負工事について行う。

ただし、構造物撤去工事、当初設計金額が500万円未満の営繕工事（建築構造物内で行う電気、管、防水、塗装業等を含む。）は評定外とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 当初設計金額が500万円未満の工事 検査を行った者（以下「検査者」という。）、工事を担当する所属の担当係長（以下「担当係長」という。）及び監督員

(2) 当初設計金額が500万円以上の工事 検査者、工事を担当する課長又は工事を担当する課長が指名した職員（以下「担当課の検査員」という。）、担当係長及び監督員

(評定の方法)

第5条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」（以下「採点表」という。）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

5 評定にあたっては、別紙4の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査者である評定者は検査実施のつど、担当課の検査員、担当係長、監督員である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第7条 監督員は、検査が実施されるまでに検査者を除く評定を取りまとめのうえ検査者に提出するものとし、検査者は、この評定に自己の評定を加えて評定点の合計を算出するものとする。

2 検査者は、評価を定めたときは、評定表及び採点表を工事検査復命書に付するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 当初設計金額が500万円以上の工事について、市長は評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、当該工事の請負者に対して、別記様式第4により通知するものとする。

(評定の修正等)

第9条 市長は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は第9条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、別記様式第5により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 第10条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定審査委員会の審議を経て別記様式第6により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

工事成績採点表（完成、既成部分、中間）

												所属名									
所属年度		工事番号										完成年月日	平成 年 月 日								
工 事 名											検査年月日	平成 年 月 日									
											請負代金額	円									
請負者名											工期	平成 年 月 日 から									
												平成 年 月 日 まで									
考 査 項 目		監督員・担当係長(監督員)※2					担当係長・担当課の検査員※2					検査員・検査官(既成・中間)					検査員・検査官(完成)				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-5	-15	+5	+2.5	0	-5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形 及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						10	+5.0	0	-10	-20	10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						15	+7.5	0	-15	-25	15	+7.5	0	-15	-25
	III. 出来ばえ											5	+2.5	0	-5		5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力※3	+(13)		0																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	+(7)		0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4						+10	+5	0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点				
評価点(65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					④ 点				
7. 評定点計		○既成部分(中間)検査があった場合(① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.2) = 点 _____点 ※ただし、③(既成、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既成部分(中間)検査がなかった場合(① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4 = 点																			
8. 法令遵守等※4							点														
9. 評定点合計※1		_____点 ○ 7. 評定点計(点) - 8. 法令遵守等(点) = 点																			

※1 1, 2, 3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6, の評定(加点合計) - 8の評定(減点) = 評定点。 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。
評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※2 各欄は工事成績評定要領第4条各号の区分に応じて記載するものとし、特に、500万円以上の工事における担当係長(監督員)欄は担当係長と監督員の総意によるものとする。

※3 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。

※4 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 各考查項目ごとの採点は、監督員・担当係長(監督員)は別紙－1、担当係長・担当課の検査員は別紙－2、検査員・検査官は別紙－3によるものとする。

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督員・担当係長（監督員）	②担当係長・担当課の検査員	③検査員・検査官（既済・中間）	④検査員・検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.2点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.6 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	11.7点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点			9.3点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.6 = 点	() × 0.2 + 4.3 = 点			10.7点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.6 = 点				3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.6 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	13.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.6 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	15.9点	
	III. 出来ばえ				() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	() × 0.4 + 2.6 = 点				7.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.6 = 点				5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 4.4 = 点			6.4点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点				
評定点合計						100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は③を平均する）
 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工 事 成 績 評 定 表 (完成、既成部分、中間)

平成 年 月 日

所属名

工 事 名			
契 約 金 額	当初: 円	最終: 円	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
既 成 部 分 検 査 年 月 日	第1回: 平成 年 月 日 第2回: 平成 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第1回: 平成 年 月 日 第2回: 平成 年 月 日 第3回: 平成 年 月 日		
請 負 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任・監 理 技 術 者 氏 名			
監 督 員 職・氏 名	印		
担 当 係 長 職・氏 名	印		
担 当 課 の 検 査 員 職・氏 名	印		
完 成 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
第1回 既 済 部 分 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
第2回 既 済 部 分 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
第1回 中 間 検 査 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
第2回 中 間 検 査 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
第3回 中 間 検 査 検 査 官 (員) 職・氏 名	印		
① 監 督 員・担 当 係 長 (監 督 員) 評 定 点	点		
② 担 当 係 長・担 当 課 の 検 査 員 評 定 点	点		
③ 既 済 部 分・中 間 検 査 官 (員) 評 定 点	点		
④ 完 成 検 査 官 (員) 評 定 点	点		
⑤ 法 令 遵 守 等	— 点		
⑥ 評 定 点 合 計	点		

- 注1) 既済部分、中間検査があった場合
評定点合計 ⑥ = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ③ × 0.2 + ④ × 0.2) - ⑤
既済部分、中間検査がなかった場合
評定点合計 ⑥ = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ④ × 0.4) - ⑤
- 2) 既済部分、中間検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 各評定点は少数第1位までとする。
- 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 5) ⑤法令遵守等は、担当係長が記入する。
- 6) 既成部分検査、中間検査の検査官(員)の職氏名欄については、当該検査官(員)以外は押印不要。

別記様式第4

(請負者)様

平成 第 年 月 日

大洲市長 ○○ ○○

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の趣旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

工 事 番 号		※ 評 定 点	
工 事 名		路線河川名等	
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
完成検査年月日	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		

※項目別評定点は、別表1のとおり

総合評価の標準（参考）

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準	
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事	
B	75～80点未満	品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事	
C	70～75点未満	品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事	
D	65～70点未満	最低限の品質等が確保されている工事	
E	60～65点未満	指名等に影響を及ぼす恐れのある工事	今後、改善すべき事項がある工事
F	60点未満		今後、特に重大な改善すべき事項がある工事

(送付先及び手続き等の問い合わせ先)

〒 ー 大洲市大洲690-1

大洲市役所○○部○○課

TEL (代) 内線

別表 1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細別	評価点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.2 点
	II. 配置技術者	/ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 11.7 点
	II. 工程管理	/ 9.3 点
	III. 安全対策	/ 10.7 点
	IV. 対外関係	/ 3.4 点
3. 出来型及び出来ばえ	I. 出来形	/ 13.9 点
	II. 品質	/ 15.9 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 高度技術（加点のみ）	高度技術	/ 7.8 点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.4 点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 6.4 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		/ 点
評価点合計		/ 100.0 点

別記様式第 5

(請負者) 様

平成 第 年 月 日

大洲市長 ○○ ○○

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して 1 4 日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 疑問に対する回答

4 送付先及び手続き等の問い合わせ先

〒 ー 大洲市大洲 6 9 0 - 1

大洲市役所 部 課

TEL (代) 内線

別記様式第 6

(請負者) 様

第 号
平成 年 月 日

大洲市長 ○○ ○○

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- | | |
|---|----------|
| 1 | 工 事 番 号 |
| 2 | 工 事 名 |
| 3 | 疑問に対する回答 |

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		[評価対象項目] 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図及び施工計画書で確認できる。 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 品質証明では品質証明員が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に把握されている。 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。 その他(理由:) / = % 該当項目が 80 % 以上..... b 該当項目が 60 % 以上80 % 未満..... c 該当項目が 60 % 未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		[評価対象項目] ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 ☐ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☐ 専門技術者を選任し配置している。 ☐ 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ その他(理由:) / = % 該 当 項 目 が 9 0 % 以 上 a 該 当 項 目 が 8 0 % 以 上 9 0 % 未 満 b 該 当 項 目 が 6 0 % 以 上 8 0 % 未 満 c 該 当 項 目 が 6 0 % 未 満 d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当あれば..... d 2項目該当..... e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理		施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
	☐	[評価対象項目] ☐ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策がみられる。 ☐ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 ☐ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ☐ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。 ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 立会確認、段階確認の手続きが適宜、的確になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音型機械を使用している。 ☐ 工事全体で使用機械、車両等で排出ガス対策機械を使用している。 ☐ その他(理由:) / = % 該当項目が 80%以上..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 設計図書と整合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば・・・ d 2項目該当・・・・・・・・ e

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	☐	[評価対象項目] ☐ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 ☐ 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☐ 工程表の内容が検討され、充実している。 ☐ 夜間や休日の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成した。 ☐ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ その他(理由:) / = %				☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば・・・ e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d
		該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
	☐	[評価対象項目] ☐ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、定期的に活動し、記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを定期的の実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用) ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。 ☐ 安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。 ☐ 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録を整備している。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☐ 安全管理の臨機の措置を行った。 ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。 ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ☐ その他(理由:) ☐ 事故(理由:) / = %				☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当あれば・・・ e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記該当あれば・・・ d
		該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
	☐	[評価対象項目] ☐ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 ☐ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 ☐ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、また苦情によるトラブルが少なかった。 ☐ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☐ その他(理由:) / = %				☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当あれば・・・ e ☐ 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当あれば・・・ d
		該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値50%以内である。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%以内である。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。		
		① 出来高の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e	
		機械設備 工事 ・ 電気設備 工事	a 出来形管理が適切である	b 出来形管理がほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d 出来形管理がやや不備である	e 出来形管理が不備である
※上記欄によらず、当該欄で評価		[評価対象項目] ☐ 出来形管理図または出来高形理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真もしくは出来形図で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他(理由:) / = %			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d		☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
		該当項目が 90%以上…………… a 該当項目が 80%以上90%未満…………… b 該当項目が 60%以上80%未満…………… c 該当項目が 60%未満…………… d			① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	建築工事 (新築) (改築) 暖冷房・ 衛生設備 工事	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
	☐	※上記欄 によらず、 当該欄で 評価	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図または出来高形理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他(理由:) / = %			☐ 監督員が文書で改善指示を行なった。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
			該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d				
			① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内である。 ※ばらつきの判断は別紙参照	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の80%以内である。 ※ばらつきの判断は別紙参照	☐ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事の施工管理基準及び規格値」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・e
	機械設備工	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		[評価対象項目] ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
		/ = %				
		該当項目が 90%以上・・・・・・ a 該当項目が 80%以上90%未満・・ b 該当項目が 60%以上80%未満・・ c 該当項目が 60%未満・・・・・・ d			① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	建築工事 ※上記欄によらず、当該欄 ☐	〔評価対象項目〕 (躯体工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上げ工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 / = % 該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満・・ b 該当項目が 60%以上80%未満・・ c 該当項目が60%未満..... d				

① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	建築物	〔評価対象項目〕 ☐ 品質管理方法が明確である。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 品質・形状が適切で良好な施工である。 / = % 該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満... b 該当項目が 60%以上80%未満... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・e
	電気設備工	〔評価対象項目〕 (機材) ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 / = % 該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満... b 該当項目が 60%以上80%未満... c 該当項目が 60%未満..... d ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	暖冷房衛生	[評価対象項目] (機材) ☐ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 / = % ① 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
	※上記欄によらず、当該欄					
		該当項目が 90%以上・・・・・・ a 該当項目が 80%以上90%未満・・ b 該当項目が 60%以上80%未満・・ c 該当項目が 60%未満・・・・・・ d				

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

監督員・担当係長(監督員)

考 査 項 目	細 別	技 術 力 キーワード一覧表	【 事 例 】 具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例																												
4. 高度技術	キーワード評価	■施工規模の大きさへの対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 ☐ 2. その他 理由()	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 <table><tr><td>・ 切土・盛土工 15万m3<V</td><td>・ 護岸、築堤高 10m<H</td><td>・ トンネル(シールド) 10m<φ</td><td>・ ダム用水門<設計水深25m</td></tr><tr><td>・ 樋門、樋管 15m2<A</td><td>・ 揚排水機場 2000mm<φ</td><td>・ 堰、水門 最大径間長 25m以上 又は径間数 3径間以上/又は50m2/門</td><td></td></tr><tr><td>・ トンネル(開削工法) 20m<H</td><td>・ トンネル(NATM) 内空断面積 85m2<A</td><td>・ トンネル(沈埋工法) 300m2<A</td><td></td></tr><tr><td>・ 防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H</td><td>・ 地滑り防止工 100m<W 又は 150m<L</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 浚渫工 100万m3<V</td><td>・ 流路工 500m3<Q</td><td>・ 砂防ダム 30m<H</td><td>・ ダム高 150m<H</td></tr><tr><td>・ 転流トンネル 400m3/s<Q</td><td>・ 橋梁下部工 高さ 30m<H</td><td>・ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L</td><td></td></tr><tr><td>・ 延べ面積10,000㎡以上の建物</td><td>・ 地上9階以上の建物</td><td>・ 地下2階以上の建物</td><td></td></tr></table>	・ 切土・盛土工 15万m3<V	・ 護岸、築堤高 10m<H	・ トンネル(シールド) 10m<φ	・ ダム用水門<設計水深25m	・ 樋門、樋管 15m2<A	・ 揚排水機場 2000mm<φ	・ 堰、水門 最大径間長 25m以上 又は径間数 3径間以上/又は50m2/門		・ トンネル(開削工法) 20m<H	・ トンネル(NATM) 内空断面積 85m2<A	・ トンネル(沈埋工法) 300m2<A		・ 防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H	・ 地滑り防止工 100m<W 又は 150m<L			・ 浚渫工 100万m3<V	・ 流路工 500m3<Q	・ 砂防ダム 30m<H	・ ダム高 150m<H	・ 転流トンネル 400m3/s<Q	・ 橋梁下部工 高さ 30m<H	・ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L		・ 延べ面積10,000㎡以上の建物	・ 地上9階以上の建物	・ 地下2階以上の建物	
		・ 切土・盛土工 15万m3<V	・ 護岸、築堤高 10m<H	・ トンネル(シールド) 10m<φ	・ ダム用水門<設計水深25m																										
		・ 樋門、樋管 15m2<A	・ 揚排水機場 2000mm<φ	・ 堰、水門 最大径間長 25m以上 又は径間数 3径間以上/又は50m2/門																											
・ トンネル(開削工法) 20m<H	・ トンネル(NATM) 内空断面積 85m2<A	・ トンネル(沈埋工法) 300m2<A																													
・ 防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H	・ 地滑り防止工 100m<W 又は 150m<L																														
・ 浚渫工 100万m3<V	・ 流路工 500m3<Q	・ 砂防ダム 30m<H	・ ダム高 150m<H																												
・ 転流トンネル 400m3/s<Q	・ 橋梁下部工 高さ 30m<H	・ 橋梁上部工 最大支間長 100m<L																													
・ 延べ面積10,000㎡以上の建物	・ 地上9階以上の建物	・ 地下2階以上の建物																													
■構造物固有の難しさへの対応 ☐ 3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む) ☐ 4. 対象構造物の耐震レベル(建築) ☐ 5. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 ☐ 6. その他 理由()	【事例:構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 ・ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの活線拡幅工事等。 ・ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・ その他、コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ・ 特殊な設備システムを採用した工事。 ・ VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 ・ 構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・ 浚渫土砂の長距離土捨て、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事。 ・ 沈埋トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事。特殊ケーソンの製作工事。 ・ 大空間のホール等を有する建物。 ・ 研究所等、特殊設備・機能の有る建物。 ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事。 ・ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。 ・ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。 ・ 耐震及び免震構造の工事。 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事。 ・ 仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事。 ・ 休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事。 ・ その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。																														
■技術固有の難しさへの対応 ☐ 7. 工種及び工法の特異性 ☐ 8. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 ☐ 9. その他 理由()																															
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 ☐ 12. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 ☐ 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 ☐ 14. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 ☐ 15. その他 理由()	【事例:自然及び地盤条件への対応工事等】 ・ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ・ 港湾、海岸、海上及び河川内のため、波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 ・ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 ・ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。																												

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。

監督員・担当係長(監督員)

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	キーワード評価	■厳しい周辺環境等、社会条件への対応 ☐ 16. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 ☐ 17. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 ☐ 18. 周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮 ☐ 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 ☐ 21. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 ☐ 22. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ☐ 23. 工事区域、周辺の航行船舶への配慮 ☐ 24. その他 理由()	【事例：周辺環境や社会条件等の施行現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 ・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ・供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・施工区域、施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び船舶、機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 ・工程上、他工事の制約を受け、船舶、機械、人員の増強を行った工事。 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事。 ・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事。 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■施工現場での対応 ☐ 25. 災害等での臨機の措置 ☐ 26. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 ☐ 27. その他 理由()	
		■その他 ☐ 28. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由()	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点: 点 ※ ・高度な技術力は、加點評価とする。 ・加點は+13点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えても良い。	【高度技術の詳細評価】

※1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

※2. 詳細評価の記述にあたっては検査員及び担当係長との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。

※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

監督員・担当係長(監督員)

[illegible]

※1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、検査員及び担当係長との合議をもって記述する。

※5.「4. 高度技術」との二重評価はしない。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークに記入する。 担当係長・担当課の検査員

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	☐	☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 代休等を確保することにより地域の主要行事に配慮するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他（理由： ） 工程管理がやや不備 ……d、不備 ……e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する。 該当項目数4以上 …… a 該当項目数1以上4未満 …… b 該当項目なし …… c				
	細別	a	b	c	d	e
	III. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
	☐	☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発である。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 安全職場実現への取り組みが顕著である。 ☐ その他（理由： ） 安全対策がやや不備 ……d、不備 ……e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する。 該当項目数5以上 …… a 該当項目数1以上5未満 …… b 該当項目なし …… c				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。 担当係長・担当課の検査員

審査項目	細別	a	b	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
		☐ 河川、港湾、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等を具体的に対策した。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路、港湾、海岸、河川清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☐ 県産品使用率が100%であった。 ☐ その他(理由:) 該当項目数5以上 a 該当項目数1以上5未満 b 該当項目なし c		

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

担当係長・担当課の検査員

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
8. 法令遵守等	<table><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr><tr><td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－20点</td></tr><tr><td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－15点</td></tr><tr><td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－13点</td></tr><tr><td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－10点</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意</td><td>－ 8点</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意</td><td>－ 5点</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td><td>－3点</td></tr><tr><td>☐ 8. 総合評価履行確認（任意点数）</td><td>点</td></tr></table>	措 置 内 容	点 数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点	☐ 5. 文書注意	－ 8点	☐ 6. 口頭注意	－ 5点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点	☐ 8. 総合評価履行確認（任意点数）	点	☐ 項目該当なし ※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。（他工事現場での違反は評価しない。） ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。
	措 置 内 容	点 数																		
	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点																		
	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点																		
	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点																		
	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点																		
	☐ 5. 文書注意	－ 8点																		
	☐ 6. 口頭注意	－ 5点																		
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点																		
	☐ 8. 総合評価履行確認（任意点数）	点																		
① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。																				
【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した EX)一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した EX)現場内事故報告義務違反等 ・ 10. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 11. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 12. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 13. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 14. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 15. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 17. 総合評価落札方式施工計画型による入札において提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。 ・ 18. その他（理由：																				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

検査員・検査官

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		[評価対象項目] ☐ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、有効に機能している。 ☐ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入・配布され標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 ☐ 契約約款第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。 ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ 見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 ☐ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ☐ その他(理由: _____)				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。	1項目でも該当あれば・・・ d 2項目以上該当・・・・・・・ e
		/ = %					
		該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が 80%以上90%未満・・・・・・・・ b 該当項目が 60%以上80%未満・・・・・・・・ c 該当項目が 60%未満・・・・・・・・・・・・ d				① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

検査員・検査官

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		[評価対象項目] ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 ☐ 自社の管理基準を設定し、管理している。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断出来る。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ その他(理由:) ① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ② 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
		機械設備工事・電気設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a 出来形管理が適切である	b 出来形管理がほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d 出来形管理がやや不備である
		[評価対象項目] ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他(理由:) 該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d / = % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

検査員・検査官

審査項目	細別		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	建 築 工 事 (新築) (改築) ・ 暖冷房 ・衛生 設備工 事 ※上記 欄によ らず、 当該欄 で評価	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
	☐		[評価対象項目] ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他(理由:) / = % 該当項目が 90%以上..... a 該当項目が 80%以上90%未満..... b 該当項目が 60%以上80%未満..... c 該当項目が 60%未満..... d			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数							

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

検査員・検査官

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時間の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c / = % ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙－4を参照 上記該当あれば・・・c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

工種名	
-----	--

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	土工事 (切土、盛土、築堤等工事)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 締固めを適切な条件で施工している。 ☐ 筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理が適正に行っている。 ☐ 土羽土の土質が適正である。 ☐ CBR試験等を行っている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c / = %			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		[評価対象項目] ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締固めが充分で、空隙が生じていない。 ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸出しの恐れがない。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c / = % ☐ コンクリートブロック張等にクラックがある場合、進行性又は有害なクラックはなく、発生したクラックには適切な処置を行っている。 ※別紙－4を参照。 上記該当あれば・・・c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	鋼橋工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		[評価対象項目] (工場製作関係) 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) 素地調整の場合、第1種ケン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 (架設関係) ボルトの締付確認が実施され適切に記録が保管されている。 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が6項目以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目b ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以下c			監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

検査員・検査官

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		[評価対象項目] (共通) ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの種類、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われている。 ☐ 鉄筋または鋼材の規格がミルシートで確認できる。 (砂防構造物工事に適用) ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ アンカーが設計図書どおり施工してあることが、確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 (地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)に適用) ☐ アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し施工を行っている。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価す ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満 ...b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c / = % (共通) ☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙－4参照 上記該当あれば c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] (路床・路盤工関係) ☐ 施工に先立ち、CBR値を測定する等、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 ☐ 路床、路盤工のブルフローリングを行っている。 (アスファルト舗装工関係) ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。 ☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 ☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。 (コンクリート舗装工関係) ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が6項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

工種名	
-----	--

検査員・検査官

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事(建築)・暖冷房衛生設備工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
II. 品質		[評価対象項目] (機材) 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d / = %			監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

 / = %

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。

③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数。

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	〔評価対象項目〕 (共通) ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 (種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係) ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ☐ ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 吹付厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 (コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付厚さが均等である。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 (現場打法砕工関係) ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば…………… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば…………… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		[評価対象項目] (杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)) ☐ 杭に損傷及び補修痕がない。 ☐ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ 場所打杭について、トリー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 ☐ ライナープレート組立にあたって、偏心と歪が少なくなるよう配慮されている。 ☐ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

/ = %

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

		検査員・検査官				
考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋工事 (PC及びRCを対象)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練が行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体采取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレタの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引張り強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ プレベーム桁のプレフレクション管理が適切に行われている。 ☐ 装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。 ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に行われている。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c ☐ クラックがある場合、有害又は進行性のクラックが無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※別紙－4を参照 上記該当あれば c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ☐ クレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☐ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 ☐ 塗膜に有害な付着物が無い。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

検査員・検査官

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	トンネル工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体采取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等を行っている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ねあわせていることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 ☐ 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 ☐ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 ☐ 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
/ = %				① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質 ・	植栽工事 ☐	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐ 活着管理が適切に行われている。 ☐ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 ☐ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないようまた均一に施肥されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	
	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 ☐	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		[評価対象項目] ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

工種名	
-----	--

検査員・検査官

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	建築工事(新築)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
II. 品質		[評価対象項目] (躯体工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上げ工事) ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d / = % ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、 <td> ☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d </td> <td> ☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e </td>			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

		工種名				
検査員・検査官						
審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	建築工事(改修)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
Ⅱ. 品質		[評価対象項目] ☐ 品質管理方法が明確である。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 品質・形状が適切で良好な施工である。 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	
		/ = %				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気通信工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 単体品(材料・部品組立後)の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。ただし、JIS及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。 ☐ 設備の機能が設計図書等との適正を確認でき、その機能の証明書が整備されている。 ☐ 設備全体としての運転性能(工場及び現地試験結果)がよく、所定の能力を満足している。 ☐ 完成図書において、設備の機能(性能)が容易に判別できる資料等が整備されている。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以下……………c			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば… e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	上記以外の工事又は合併工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質		〔評価対象項目〕 ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上……a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目……b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下……c ※ 該当工種の考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

工種名	
-----	--

検査員・検査官

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
Ⅱ. 品質		〔評価対象項目〕 ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が60%以上80%未満c 該当項目が60%未満d / = %			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数/()対象評価項目数。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	維持修繕工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	〔評価対象項目〕 ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ☐ その他(理由: ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上……a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目……b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下……c ※主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は4項目とする。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

検査員・検査官

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事(浚渫工事・海岸築造工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
II. 品質	☐	[評価対象項目] (共通) ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。 (浚渫・床堀関係) ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 (地盤改良関係) ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 (マット、捨石及び均し関係) ☐ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めがタイロッド、タイワイヤーその他埋設構造物又は既設構造物の破損がなく施工され、記録により確認できる。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば・・・ d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば・・・ e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

工種名	
-----	--

検査員・検査官

		(本体:杭及び矢板、控工関係) ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 (本体:ケーソン据付、ブロック据付関係) ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 ☐ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 ☐ コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 (コンクリート関係) ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満……………c / = %		
			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査員・検査官

考査項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	水路等コンクリート二次製品設置工事	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙参照。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
II. 品質	☐	[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 中心線の通りが良い。 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ 二次製品の吊り込み、裾付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上……………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上80%未満……………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満……………c / = %				☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば… d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば… e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入し、a～dに○をつける。

検査員・検査官

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事 ☐	☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 …… a 該当 4 項目 …… b 該当 3 項目 …… c 該当 2 項目以下 …… d	
		土工事 (盛土・築堤工事等) ☐	☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		切土工事 ☐	☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 ☐ 施工面の木根等が確実に施工されている。 ☐ 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが適切に行なわれている。 ☐ 残土等は適切に処理されている。		※ 該当 6 項目以上 …… a 該当 4 項目 …… b 該当 3 項目 …… c 該当 2 項目以下 …… d	
		護岸・根固・水制工事 ☐	☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせが良い、またはクラックが無い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。		※ 該当 3 項目以上 …… a 該当 2 項目 …… b 該当 1 項目 …… c 該当項目無し …… d	
		鋼橋工事 ☐	☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		地すべり防止工事 ☐	☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録簿から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 …… a 該当 2 項目 …… b 該当 1 項目 …… c 該当項目無し …… d	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入し、a～dに○をつける。

検査員・検査官

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	舗装工事 □	☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 …… a 該当 4 項目 …… b 該当 3 項目 …… c 該当 2 項目以下 …… d	
		法面工事 □	☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 …… a 該当 2 項目 …… b 該当 1 項目 …… c 該当項目無し …… d	
		基礎工工事 (地盤改良等を含む) □	☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部、天端仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録簿等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		※ 該当 3 項目以上 …… a 該当 2 項目 …… b 該当 1 項目 …… c 該当項目無し …… d	
		コンクリート橋工事 □	☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 …… a 該当 4 項目 …… b 該当 3 項目 …… c 該当 2 項目以下 …… d	
		塗装工事 (工場塗装を除く) □	☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がなされている。 ☐ 補修箇所がない。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		植栽工事 □	☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 植栽帯の全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 …… a 該当 2 項目 …… b 該当 1 項目 …… c 該当項目無し …… d	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入し、a～dに○をつける。

検査員・検査官

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	防護柵(網)工事 ☐	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 …… a 該当 4 項目 …… b 該当 3 項目 …… c 該当 2 項目以下 …… d	
		標識工事 ☐	☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 ☐ 標識板、支柱に変色がない。 ☐ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		区画線工事 ☐	☐ 塗料の塗布の均一性、視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		機械設備工事 ☐	☐ 仕上状態が良く、全体的な美観に優れている。 ☐ 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 ☐ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	
		電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 ☐	☐ 構造物等にきめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡が無い。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。		※ 該当 4 項目以上 …… a 該当 3 項目 …… b 該当 2 項目 …… c 該当 1 項目以下 …… d	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入し、a～dに○をつける。

検査員・検査官

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	維持修繕工事 □	☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			※ 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目無し ……d
		通信設備工事 受変電設備工事 その他類似工事 □	☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡が無い。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。			※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d
		建築工事(新築) □	☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むらが無い。 ☐ 外構を含め全体的な美観が良好である。			※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d
		建築工事(改修) □	☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上がりの状態が良好である。			※ 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目無し ……d
		電気設備工事(建築) □	☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 関連工事との調和がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 ☐ 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。			※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入し、a～dに○をつける。

検査員・検査官

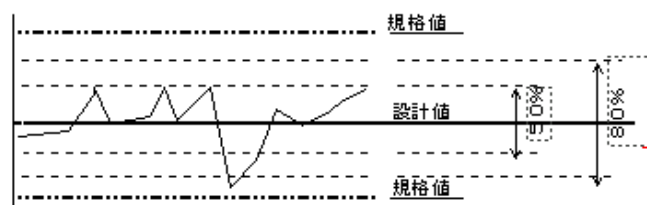
考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	暖冷房衛生設備工事 ☐	☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 ☐ 暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
		港湾築造工事 (海岸築造工事を含む) ☐	☐ 構造物等の通りが良い ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	
		港湾浚渫工事 (地盤改良工事を含む) ☐	☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ☐ 浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されている。		※ 該当 3 項目以上 ……a 該当 2 項目 ……b 該当 1 項目 ……c 該当項目無し ……d	
		水路等コンクリート二次製品設置工事 ☐	☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 製品のかみ合わせが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ※該当工種からの考察事項で考查し、最大考查項目は5項目とする。		※ 該当 5 項目以上 …… a 該当 4 項目 ……b 該当 3 項目 ……c 該当 2 項目以下 ……d	
		上記以外の工事 または 合併工事 ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ※該当工種からの考察事項で考查し、最大考查項目は5項目とする。		※ 該当 4 項目以上 ……a 該当 3 項目 ……b 該当 2 項目 ……c 該当 1 項目以下 ……d	

【記入方法及び留意事項】

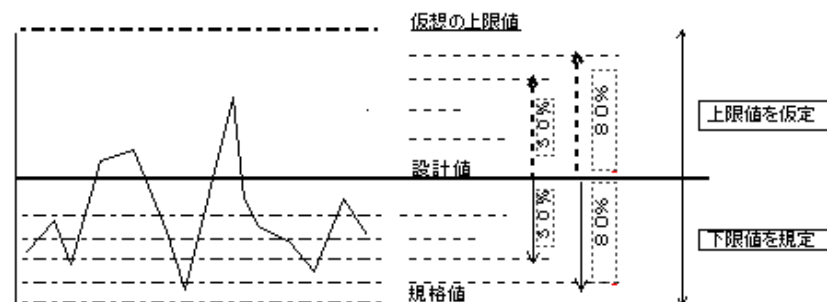
1. 出来形のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）



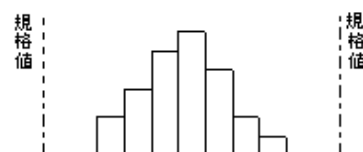
〔下限値のみの場合〕



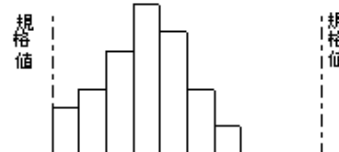
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

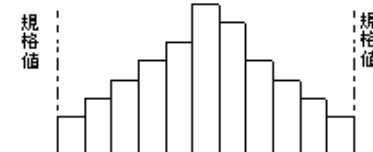
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- （1）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- （2）コンクリート構は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- （3）評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- （1）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- （2）「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。